

25

NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自主的で営利を目的としない社会貢献活動をする個人及び団体に対して、その活動支援に関する事業を行い、鎌倉における市民活動の自立と活性化に寄与するとともに、広く市民に対する教育・啓発・交流活動を通じて、市民意識の向上並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動促進に関する普及・啓発・助成・交流事業
- ② 鎌倉市市民活動センターの管理運営とこれに付随する事業
- ③ 市民生活向上に関する講演・研修・相談・地域交流・地域活性化事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 広告を掲載する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 市民活動に関心と理解があり、この法人の目的に賛同し協働するために入会した個人
- (2) 賛助会員 市民活動に関心と理解があり、この法人の目的に賛同し賛助の意志を持つ個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込む。理事長は、正当な理由がない限り、入会を断わることはできない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届けの提出をしたとき
- (2)本人が死亡、又は団体が消滅したとき
- (3)会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。

- (1)この法人の定款等に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人から3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、当年度4月1日現在在籍の正会員の中より総会において選任する。
なお、候補者の選任等については別に定める役員選挙規程に従うものとする。

2【削除】

3 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行にあたる。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)この法人の財産の状況を監査すること
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とし、連続しての在任は3期6年を限度とする。ただし、理事長については、通算在任年数について3期6年を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の最下限を割ったときは、遅滞なくこれを補充する。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算に関する事項

(5) 事業報告及び活動決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 通常総会・臨時総会ともに、対面による総会の開催を困難もしくは

不適切とさせる社会的環境が存在すると認められる場合には、理事会の決定により書面評決による総会とすることができる。書面評決による総会を開催する場合に、理事会はオンラインによる総会議事説明会を開催することができる。

(招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに届くよう通知する。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって開会することができる。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成・運営)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、別に定める理事会運営規則に則って運営されるものとする。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)事務局の組織・運営等に関する事項
- (4)委員会及び専門部会等の運営に関する事項
- (5)諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (6)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
 - (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 2 理事会は、理事長が招集する。

- (1)理事長は、前項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- (2)理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、事前に通知する。
- (3)理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、第33条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決事項
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記

名押印しなければならない。

第6章 委員会等

(委員会等)

第36条 この法人は、業務企画の推進のために、委員会および専門部会等(以下、「委員会等」という)の委員会を置くことができる。

2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

3 理事長は、活動経過と課題を報告し、正会員の意見交換の場として、全員会議を年2回以上開催する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第40条 この項を全文削除する

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経る。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経てその年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事の兼任を妨げない。

4 事務局の業務については、別に定める規程による。

(職員の任免)

第48条 職員の任免は、理事長が行う。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得て行う。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散及び残余財産の処分)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得る。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得る。

4 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、鎌倉市に寄付する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ所轄庁の承認を得る。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 この法人の貸借対照表は毎年度公告する。公告方法は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示するものとする。

第11章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	藤 井 経三郎
副理事長	松 本 陽 子
同	中 村 聡一郎
同	工 藤 寛 之
理事	樽 井 彰 子
監事	浅 見 晃 一
同	岡 崎 佐恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1)年会費 正会員 2000円

賛助会員 個人 1口 1000円 2口以上

団体 1口 1000円 3口以上

附則

この定款は、平成15年10月21日から施行する。

この定款は、平成17年9月28日から施行する。

この定款は、平成20年10月31日から施行する。

この定款は、平成24年12月27日から施行する。

この定款は、平成25年10月31日から施行する。

この定款は、平成28年 2月17日から施行する。

この定款は、平成29年 5月27日から施行する。

この定款は、令和元年 8月 30日から施行する。

この定款は、令和3年 7月 7日から施行する。

この定款は、令和4年 8月 4日から施行する。

この定款は、令和 年 月 日から施行する。